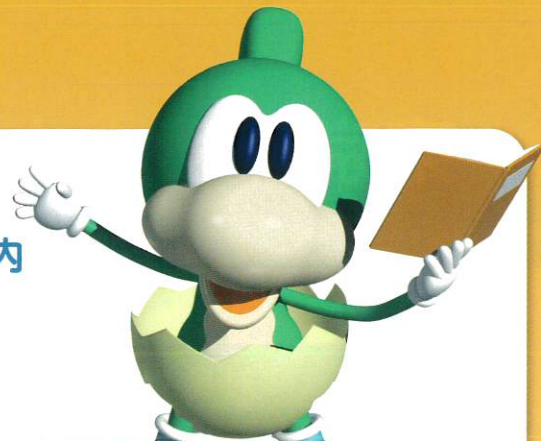


令和6年度
東京都私立中学校等授業料軽減助成金のご案内



申請により 私立中学校の授業料の 負担が軽減されます!

所得に関わらず**年額10万円**を受給できます

申請できる方

生徒と保護者が東京都内に住所を有していること



都内及び都外の私立中学校等に在学する生徒の保護者の方

【留意事項】

- ①助成額は10万円の範囲内で保護者が負担した授業料額が上限となります。
- ②学校の制度などにより授業料が全額免除されているなど、実際に授業料の負担がない場合は本制度の助成の対象とはなりません。



**助成を受けるためには
毎年度必ず申請が必要です**



令和6年度 東京都私立中学校等授業料軽減助成金

対象者

都内及び都外の私立中学校等に在学する生徒の保護者であり、下記の(1)と(2)の両方に該当する方です。

なお、対象者の要件等詳細は申請手続きの具体的なお知らせの際にご案内します。

(1) 令和6年5月1日から申請時まで引き続いて、生徒及びその保護者(申請者)が東京都内に住所を有していること

※例外が認められる場合(学校の寮に入るなど)があります。
詳しくは申請手続きのお知らせの際にご案内します。

(2) 申請時に下記のいずれかの学校に在学する生徒の保護者であること

- ① 私立中学校
- ② 私立特別支援学校(中学部)
- ③ 私立義務教育学校(後期課程)
- ④ 私立中等教育学校(前期課程)

所得要件

令和6年度の申請から所得制限は無くなりました。

手続きの流れ(予定)

助成金の申請から受け取り(口座振込)まで

具体的な申請方法等は在学学校を通じてお知らせします。
また東京都私学財団ホームページでもご案内いたします。
(令和6年8月下旬予定)

9月頃

申請 (申請者 ⇒ 私学財団)

10
~
11月頃

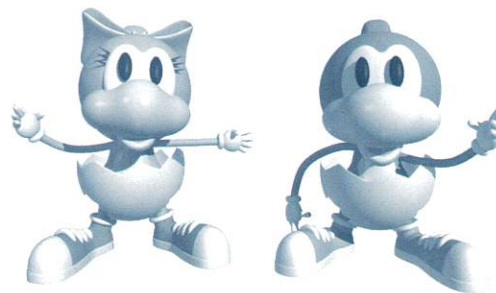
審査 (私学財団 ⇒ 学校)

私学財団から学校宛に生徒の在籍状況や授業料額等を確認します。

12月
末頃

助成金の振込 (私学財団 ⇒ 申請者)

申請内容に不備がある場合などは振込の時期が変更となります。



私立高校に進学した場合も

- 高等学校等就学支援金(国の制度)
- 高等学校等授業料軽減助成金(都の制度)

により所得に関わらず授業料負担が軽減されます。

※それぞれ申請が必要です。



制度の詳細は
東京都私学財団HPにて
ご確認ください

<https://www.shigaku-tokyo.or.jp>

東京都私学財団

検索

掲載の内容は令和6年度版です。令和7年度以降は変更となる場合があります。

公益財団法人東京都私学財団は都内にある私立学校の教育の充実や発展を図るとともに、都民の教育費負担を軽減するための支援を行っています。